

高齢者お出かけタクシー券交付について

高齢者が買い物や通院などでタクシーを利用した場合、その料金を助成します。

対象者

- 次の全ての項目に該当するかた
- 町に住所を有する70歳以上のかた
 - 自動車運転免許証を持たないかた(二輪運転免許証を除く)
 - 町税および保険料などの滞納がないかた

助成内容

利用券1枚の助成額は500円で、対象地区ごとに町が定めた枚数を交付します。
利用券は1度の乗車で何枚でも使用可能です。
ただし、お釣りは出ません。
乗車場所もしくは降車場所が町内であれば利用できます。

利用できるタクシー会社

- 秩父観光タクシー
- 秩父丸通タクシー



申請

本人確認ができるものを持参し、下記窓口へ申請してください。
毎月21日から5日までの申請については15日頃に、6日から20日までの申請については30日頃にご自宅に発送または窓口で受領してください。

注意事項

- 紛失などによる再交付、追加交付はできません。
- 交付した利用券を使い切った場合の追加交付はありません。
- 令和6年度分の利用券は使用できません。残券はお返しく下さい。



町ホームページ

問合せ 福祉課(④番窓口) ☎62-1233

心身障害者自動車等 燃料費給付

心身障害者自動車等燃料費給付認定を受けている障がい者のかたに、燃料費を給付しますので請求してください。

給付金

燃料1リットルにつき50円
※1か月の対象量は自動車20リットル分、
オートバイ5リットル分まで

対象期間

令和6年10月分～令和7年3月分

持ち物

- 身体障害者手帳または療育手帳
- 運転されるかたの運転免許証
- 車検証
- 燃料を購入したことがわかるもの(領収書など)

期限

4月10日(木)

福祉タクシー利用券 交付について

対象者

- 身体障害者手帳1級または2級のかた
- 療育手帳AまたはAのかた

交付数

年間28枚

申請方法

身体障害者手帳または療育手帳を持参し、下記へ申請してください。

注意事項

- 紛失などによる再交付、追加交付はできません。
- 令和6年度分の利用券は使用できません。残券はお返しく下さい。

「心身障害者自動車等燃料費等給付」と「福祉タクシー利用券」はどちらか一方のみ受けられます。

問合せ 福祉課(④番窓口) ☎62-1233